

## 銀座街づくり会議

<http://www.ginza-machidukuri.jp>

〒104-0061 中央区銀座4-6-1 銀座三和ビル3F

Tel: 03.3567.1535 / Fax: 03.3563.0236 / E-mail: [info@ginza-machidukuri.jp](mailto:info@ginza-machidukuri.jp)

\* メール配信をご希望の方はお知らせください \* このNewsLetterは、全銀座会会員、銀座街づくり会議関係者の方々にお送りしています \* 本誌の内容を、許可なく無断で複写・複製および転用・転載することを禁じます \*

銀座の5～8丁目の銀座通り西側では、夜間時間帯はタクシー乗り場が決まっていることをご存知でしょうか。お店を出てタクシーに乗ろうと思ったら、「ここでは乗れませんよ」と断られた

方もいるのではないのでしょうか。

今銀座にある、「タクシー乗車禁止地区」「指定時間」「指定するタクシー乗り場」の案内標識の付け替えが検討されています。



## タクシー乗車禁止地区における、乗車禁止標識の改善提案について



銀座には、昭和45年に定められたタクシー業務適正化特別措置法の規定に基づき、5～8丁目の銀座通り西側において、「タクシー乗車禁止地区」「指定時間」「指定するタクシー乗り場」が定められています。このエリアでは、22時～25時まで、乗り場以外でタクシーに乗車することはできません。

しかしながら、それらの情報提供を行う標識や案内板は、十分な周知がされず、広く認識されていないだけでなく、老朽化がすすみ、わかりづらくなってきています。訪日外国人の増加をふまえ、外国の人をはじめすべての人にわかりやすい表記内容・デザインにすることが課題であることから、関東運輸局と東京タクシーセンターは改善に向けた取り組みを推進しようとしています。

現在、銀座（一部新橋）のタクシー乗車禁止地区（以下、乗禁エリア）には、11箇所のタクシー乗り場があります。そのうち3箇所はすでにデジタル式標識に改善されています。「乗車禁止標識」は66本が立っています。関東運輸局と東京タクシーセンターでは、この標識を66本から53本に削減し、なおかつ外国人にもわかりやすいデザインにし、一部をデジタル表示板としてわかりやすく乗り場案内をしています。

この取り組みを受け、銀座街づくり会議では、従来のものを新しくするよりも先に、下記3点について議論するべきではないかと関東運輸局ならびに東京タクシーセンターに働きかけているとしています。

①銀座は道路占用物を減らしていきたいと考えている。各占用物には、機能や表示等についてさまざま法律があり、機能の統合やデザインの統一は難しいことは理解しているが、限られた

敷地にいくつもの占用物がある光景は景観上望ましくない。良好な景観形成も含めて検討が必要。

②そもそも今の銀座に、タクシー乗禁エリアが必要なのか。現在、全国の乗禁エリアの指定は難波（大阪）と銀座の2箇所のみ。現状と照らし合わせて考え直すべきではないか。銀座料理飲食業組合連合会は撤廃を切望しており、銀座社交料飲協会は、行政に対して何度も要望書を提出しています。

③現状の乗禁エリアを残すとしても、案内板を立てる位置が、昭和45年当時と同じ場所でのよいのか。現在のタクシー状況、乗客の状況を詳細に知った上で、案内板の数、位置を検討すべきではないか。

改善に向けた取り組みにあたっては、銀座の交通ランドデザインと照らし合わせながら、来街者や個店の利便性の向上とともに、あちこちに客待ちタクシーが並ぶことのないような工夫が望まれます。

標識や案内板がきれいに見やすくなり、銀座の快適性が高まることは、推進すべきことです。また、乗り場が決まっていることで客待ちタクシーの列ができることがないという利点もあります。改善によって利便性を向上させるには、どのような標識・案内板が街にとって必要なのか、その時代に合わせて議論したいと考えています。

お寄せください



タクシー乗車禁止標識・案内板は5～8丁目西側の各通りに設置されています。各通り会にてご意見がございましたら、ぜひお寄せください。